「位置指定道路を新設する開発行為/隣接地での建築行為」

が条例適用となります。

1. 対象

(A)位置指定道路の新設を伴う開発行為

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定の申請を伴う開発行為であって、その開発区域の面積が 300 平方メートル未満のもの。

ただし、その目的とするすべての建築物が現に存するものを除く。

(B)位置指定道路に接する建築行為

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の公告後1年6月を経過するまでの間に、当該道路に隣接した土地で行う建築行為。

ただし、当該道路の位置の指定の申請の際、現に建築物の敷地として利用されている土地について、その全部(当該道路として利用される土地を除く。)を一の敷地として利用するものを除く。

2. 手続

(A)の手続

- ①現地に看板を設置(事業者)
- ②事前協議申請書を提出(事業者)/事前協議申請書を縦覧・告示(市長)
- ③説明会実施届を提出/説明会等を実施/説明会等報告書を提出(事業者)
- ④意見書を提出(市民)/意見書を送付(市長)
- ⑤見解書を提出(事業者)/見解書を縦覧・告示(市長)
- ⑥協定書を締結/事前協議確認通知書を交付(市長・事業者)

(B)の手続

- ①現地に看板を設置(事業者)
- ②事前協議申請書を提出(事業者)/事前協議申請書を縦覧・告示(市長)
- ③ (関係住民から説明を求められたとき) 説明会実施届を提出/説明会等を実施/説明会等報告書を提出(事業者)
- ④協定書を締結/事前協議確認通知書を交付(市長・事業者)

3. 基準 (A, B共通)

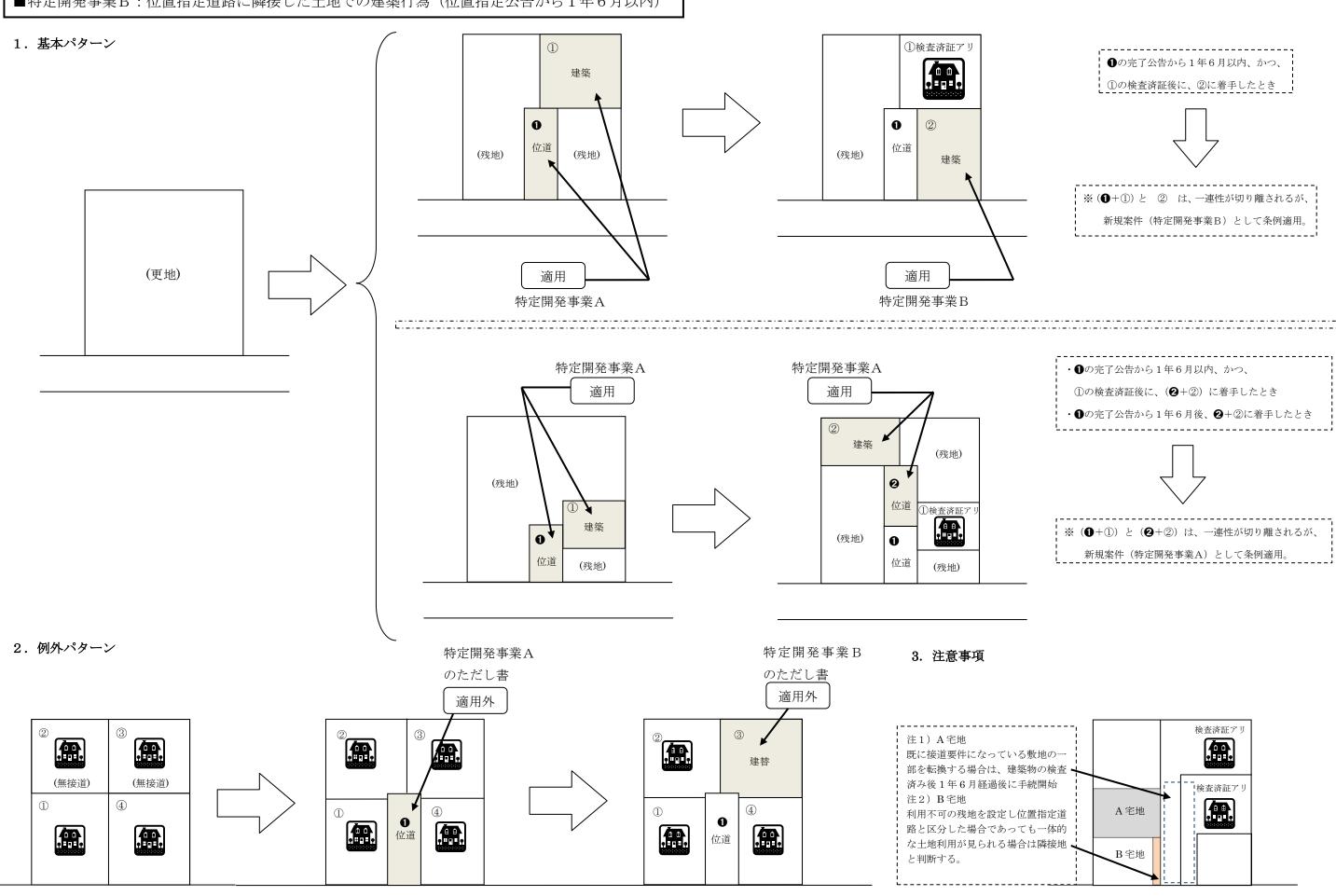
- (1) まちづくり条例の面積基準を適用する。
- (2) 敷地面積の10%以上を緑化する。

【適用対象(案)のイメージ図】

■特定開発事業A:位置指定道路の申請を伴う開発行為で300m²未満のもの

■特定開発事業B:位置指定道路に隣接した土地での建築行為(位置指定公告から1年6月以内)

議案第71号 資料 位置指定道路に関する改正案について



3. 基準

【基準(案)】

- 1. まちづくり条例の面積基準を適用する。
- 2. 敷地面積の10%以上を緑化する。

(参考)

逗子市まちづくり条例施行規則 別表第3 (第39条関係) 敷地面積基準

用途地域	1 区画当たりの面積 (m ² 以上)
第1種低層住居専用地域	165 ※開発区域の面積が、1,000㎡未満のものについては、2区画に限り、1区画面積を140㎡以上とする
	ことができる。
第1種中高層住居専用地域	1 4 0
第2種中高層住居専用地域	1 4 0
第1種住居地域	140 (165)
	※新宿1丁目、新宿2丁目、新宿3丁目の一部、新宿5丁目の一部及び逗子6丁目の一部で別に定めるところに
	ついては、()内を敷地面積とする。
第2種住居地域	1 4 0
近隣商業地域	1 2 0
商業地域	1 1 0
準工業地域	1 4 0

4. 手続フロー

